

## 2015年度における当社の取り組み内容について ～「責任ある機関投資家」の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)～



当社は、「責任ある機関投資家」としてスチュワードシップ責任を果たせるよう、2014年8月29日に日本版スチュワードシップ・コードのすべての原則受け入れを表明しており、投資先企業の持続的な成長および社会全体の発展に資するよう日々取り組んでおります。(方針については、別に掲げている『「責任ある機関投資家」の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)に係る当社の取り組みについて』をご参照ください。)

2015年度におけるスチュワードシップ活動の取り組み内容については、以下の通りご報告致します。

### ◇「目的を持った対話」の実施◇

当社では、ファンドマネージャーが中心となって、投資先企業と直接コンタクトをとっており、その件数は2015年度実績で約550件(決算説明会を含む)となっております。工場見学にも積極的に参加するなど、その投資先企業のビジネスモデルや技術力などにも理解を深めるようにしております。

かねてから当社は「投資先企業への取材」を行うとともに、配当利回りやROEなどを切り口として投資先企業との対話に努めております。このような投資先企業とのコンタクトの積み重ねが、信頼関係の強化につながり、よりオープンなエンゲージメントにつながるものと考えております。

当社は、投資先企業の持続的な成長および社会全体の発展に資するよう、この働きかけを継続していきます。

### ◇議決権行使による明確な意思表示の実施◇

当社は、2016年5月・6月に開催された投資先企業の株主総会における投資信託財産1,148議案に対して、議決権行使の指図を行いました。(議決権行使結果の詳細は、別に掲げている「2016年5月・6月株主総会の議決権行使結果について」をご参照ください。)

当社は、上記の議案以外についても、系列や取引関係などを理由に議決権行使の判断を歪めることなく、「議決権行使に関するガイドライン」における判断基準に則って、議決権行使を行っております。

### ◇最後に◇

東京証券取引所などの調査結果(「2015年度株式分布状況調査の調査結果について」)によると、のべ株主数合計は初めて5千万人を超えました。大型上場やNISA(少額投資非課税制度)などで個人株主数が増加したのが大きな要因と推測されておりますが、各上場企業がかねてから進めていたIR活動や株主還元の実践が市場から評価されつつあることも要因と考えております。

このような環境の中、日本版スチュワードシップ・コードや昨年6月に施行されたコーポレートガバナンス・コードなど、投資収益を受益者に還元する流れ(「インベストメント・チェーン」)を構築する為の議論は、これからもますます高まるものと想定しております。

当社としても、スチュワードシップ活動の水準をさらに高め、機関投資家として求められる責任を適切に果たすため、今後も態勢の充実や、知識・技能の向上・研鑽に努めてまいります。